

R4生徒心得

- 第1章 総則
- 第2章 学習
- 第3章 礼節
- 第4章 所持品
- 第5章 身だしなみ
- 第6章 制服
- 第7章 通学及び交通安全
- 第8章 美化
- 第9章 生活一般
- 第10章 集会
- 第11章 証明・届・願

第1章 総則

本校生徒は本校の教育目標並びに教育方針に則り、自主的に人格の完成を目指し明朗なる校風の樹立に努めるものとする。ここに生徒心得を定めて日常生活の行動規範とする。

第2章 学習

- 1 休み時間を利用し学習用具の準備及び教室の移動を終え始業の合図を待つ。
- 2 授業やテスト(考査、検定等)は厳正なる態度で臨む。
- 3 自宅学習等において予習・復習に努める。

第3章 礼節

- 1 高校生としての礼節(言葉遣い、態度、身だしなみなど)を身に付ける。
- 2 常に相手を敬い挨拶・会釈を行う。なお、来客に際しても適切な態度で対応すること。
- 3 校外(公共の交通機関や公共の場の利用)においても礼節をわきまえる。

第4章 所持品

- 1 通学に用いるバッグは、学校指定の通学バッグを使用する。なお、通学バッグだけで収まらない場合には、個人のサブバッグを併せて使用しても良い。ただし、個人のサブバッグのみの登校は禁止する。また、休日の部活動に関しては、学校指定の通学バッグは使用しなくて良い。
- 2 学習活動及び部活動等に必要なもののみを持参する。なお、所持品には記名すること。
(携帯音楽プレイヤー、ゲーム機、化粧品等は持参しない)
補食のためのお菓子の持ち込みは認めるが、TPOを考え必要最小限に留めること。
※お菓子の持ち込み・摂取を認める(R4生徒総会の結果)
- 3 机の横にかける所持品・学用品(私物)は、通学バッグ及びサブバッグのみに整理する。
- 4 遺失物及び拾得物のあった者は学級担任又は担当教師に届ける。
- 5 物品(生徒手帳、制服、校章、リボン、通学バック等)の再購入が必要な者は担当教師に申し出る。

第5章 身だしなみ

身だしなみは細部についても常に品位を保ち清潔を心がけるものとする。

- 1 頭髪については、品位を保ち、奇抜でない髪型を心がけること。
※「頭髪の長い者は切るか結ぶ」の削除 (R4生徒総会の結果)
※髪型自由: ツーブロック・お団子・ハーフアップの許可 (R4生徒総会の結果)
- 2 結髪に使用するゴム・髪留めの色は、黒・紺・茶のみとする。

身だしなみの範疇を超える奇抜な髪型や、編み込み等については許可しない。

3 防寒着は、学校が許可をした、黒・紺・グレーのものを着用する。(華美でないもの)

4 マフラー(ネックウォーマーも可)は、華美でないものを使用すること。

5 オーバーコート・マフラー・手袋は通学時のみに着用し、昇降口にて着脱すること。

6 身だしなみに関する禁止事項

①化粧(色つきリップ、マスカラ、マニキュア、カラーコンタクト、アイプチ等)をすること。

②過度に眉毛を扱うこと。

※「身だしなみとして整えること」を認める(R4生徒総会の結果)

③アクセサリ類(指輪、ブローチ、ネックレス、ピアス、イヤリング等)を着用すること。

④頭髪にカーラー・パーマ・染髪・脱色等をする、ヘアアイロン等で頭髪をはねること。

⑤制服のスカートを折り曲げること

⑥マフラーを使用する場合、先端が腰よりも長くなるもの。(通学時の事故防止)

第6章 制服

1 制服を正しく着用する。なお、規定外の服装をする理由がある者は、事前に学級担任へ連絡(生徒手帳諸届欄)し許可を受けること。また、長期休業中においても同様とする。

2 制服(冬服及び夏服)は次の通りとする。

①冬服:ジャケット、長袖ブラウス、リボン・ネクタイ、スカート・スラックス、靴下

②夏服:ポロシャツ・ブラウス、スカート・スラックス、靴下

③中間服:冬服からジャケットを除いた服装

なお、学校指定のベスト・セーターを着用することができる。

3 制服の補正は発育(成長)によるもののみを認める。

なお、制服の補正は事前に、学級担任又は担当教員へ申し出て、手続きを行うこと。

4 スカート丈の長さは、上限として膝のさらが見えるところまで。

※スカート丈の変更(R4生徒総会にて)

5 靴下の色は、黒・紺・白で無地かワンポイントのものとし、長さは足首以上とする。

※靴下の変更(R4生徒総会にて)

なお、タイツ・ストッキングは着用してもよい。タイツは黒(80デニール以上)、ストッキングの色はベージュ系とする。なお、タイツ着用時は靴下を着用しない。

第7章 通学及び交通安全

通学においては交通規制や学校で定められた通学に関する規則を遵守し事故防止に努めるものとする。

1 通学中に事故等にあった者は、学級担任又は担当係へ申し出る。

2 自転車及びミニバイクでの通学を許可されているものは、常に車両のライト・ブレーキ等の点検・整備を行い安全運転に心がける。なお、登校後はその車両を所定の駐輪場にて施錠し管理する。

①自転車による通学を希望するものは「自転車通学規程」を参照のこと

②ミニバイクによる通学を希望するものは「ミニバイク通学規程」を参照のこと

第8章 美化

校内・校外の美化推進については、常に高い意識を持って活動する。

1 施設・設備・用具などは日頃より大切に扱う。

2 清掃時には所定の場所において美化活動を行う。

第9章 生活一般

1 校内での生活

①生徒間の交友(交際)は校内・校外を問わず互いに人格を尊重し明朗かつ健全な関係を構築する。

なお、いじめなどがあつたり聞いたりした場合は直ちに学級担任又は担当教員へ連絡する。

②自己実現に向けて部活動等を積極的に活用する。

③登校後に外出する理由がある者は学級担任又は担当教員に届け出ること。

④施設・器具等の利用については利用マナーを心得て、丁寧に取り扱う。

なお、施設・器具等を破損した者は学級担任又は担当教員に届け出ること。

ア 教室、特別教室等の使用は学級担任又は担当教員に連絡し許可を得ること。

イ 図書室の利用については「図書館利用規定」を参照のこと。

ウ 保健室の利用については「保健室利用規定」を参照のこと。

⑤食堂の利用については、食前・食後も含めて利用マナーを心得る。

2 校外での生活

①帰宅後に外出の際も必ず生徒証明書を携帯する。

なお、夜間外出や外泊は必ず保護者の許可を得ること。

②アルバイトについては、アルバイト規程に準ずること。

③変質者に遭遇し身の危険を感じる場合、大声を上げる、防犯ブザーを鳴らす、近くの人に助けを求める、110番に電話する等の処置を取る。

④新聞やメディアに学校名を掲載する者は、学級担任又は担当教員へ連絡し、学校長の許可を得ること。

⑤長期休業中は「休業中の心得」を守り、有意義に過ごす。

第10章 集会

1 集会は他人の言論を尊重し進行する。

2 校内外での集会は学級担任及び担当教員の認可を受ける。

第11章 証明・届・願

1 諸証明書の交付は所定の用紙(下記)により事務室から交付を受ける。

なお、目的に応じ適正に使用すること。

①証明書交付申請書(卒業証明書、成績証明書、在学証明書、調査書、合格証明書)

②通学証明書、通学定期券購入申込書(「諸証明の手続き」を参照のこと)

2 諸届・願は、所定の用紙(下記)にて学級担任及び担当教員を通じて提出する。

①旅行及び生徒旅客運賃割引書交付願

②休学・復学・退学・転学・転科願

③住所・氏名・保護者変更届

④定期考査における欠席届

⑤再試験願及び追試験願

⑥出校停止に関わる病気の届

3 遅刻・欠席・早退の連絡はその理由を学級担任へ連絡する。

※本規程は、年度毎に変更・更新できるようにタイトルを「R4」と記入しています。

※令和4年度より「**風紀規程**」を廃止し、「**生徒心得**」に一本化することで行動規範を示しています。

※本規程は、18歳成人となっても心得るものとする。

